労働関係調整法

1.案内情報

手続名 : 船員にかかる争議行為発生の届出

手続根拠 : 労働関係調整法第9条

届出義務者: 当該争議行為を行った当事者

√・労働組合が行ったときは、当該労働組合√・使用者が行ったときは、当該使用者

届出時期: 争議行為(*)が発生したとき

(*)争議行為とは具体的には、同盟罷業(ストライキ)、怠業(スローダウン)、作業所閉鎖(ロックアウト)、その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行為行為及びこれに対抗する行為であって、

業務の正常な運営を阻害するものをいいます。

届出方法 : 船員にかかる争議行為が発生したときは、直ちにその旨を次の機関に届出て

ください。届出方法は、文書、口頭、電話等、任意の方法で行えます。

なお、届出は最寄りの地方運輸局等の海運支局等を経由して行うこともできます。

争議行為が一の船員地方労働委員会の管轄区域内のみで発生した場合

- 当該船員地方労働委員会(窓口:事務局)又は地方運輸局長等(窓口

:地方運輸局船員部労政課等)に届出てください。

争議行為が二以上の船員地方労働委員会の管轄区域で発生した場合又は全

国的に重要な問題に係る場合

- 船員中央労働委員会(窓口・事務局調整課)又は関係地方運輸局等に

届出てください。

手数料 : なし

添付書類・部数: 届出先にお問い合わせください。

記載例 : 文書にて提出される場合は、別添「記載例」を参考にしてください。

2.窓口情報

届出先 :

【船員労働委員会に対する届出先】 船員中央労働委員会事務局調整課 03-5253-8818(直通) 北海道船員地方労働委員会事務局 0 1 3 4 - 2 3 - 4 1 7 2 (直通) 東北船員地方労働委員会事務局 022-791-7537(直通) 025-244-6121(直通) 新潟船員地方労働委員会事務局 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 5 8 (直通) 関東船員地方労働委員会事務局 中部船員地方労働委員会事務局 052-952-8050(直通) 近畿船員地方労働委員会事務局 06-6949-6460(直通) 神戸船員地方労働委員会事務局 078-331-6914(直通) 中国船員地方労働委員会事務局 082-228-7194(直通) 087-821-7565(直通) 四国船員地方労働委員会事務局 九州船員地方労働委員会事務局 093-321-0648(直通) 沖縄船員地方労働委員会事務局 098-868-0570(直通)

【地方運輸局等に対する届出先】

北海道運輸局船員部労政課 0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 1 (代表) 東北運輸局船員部労政課 022-299-8851(代表) 025-244-6111(代表) 新潟運輸局船舶船員部労政課 関東運輸局船員部労政課 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 0 4 (代表) 052-952-8002(代表) 中部運輸局船員部労政課 06-6943-9511(代表) 近畿運輸局船員部労政課 神戸海運監理部船員部労政課 078-321-3141(代表) 中国運輸局船員部労政課 082-228-3434(代表) 087-825-1171(代表) 四国運輸局船員部労政課 093-332-8081(代表) 九州運輸局船員部労政課 沖縄総合事務局運輸部海運第二課 098-866-0031(代表)

/Triews 日 事物问注前即伊廷为二队 0 7 0 0 0 0 0 0 1

受付時間:上記の届出先にお問い合わせください。

相談窓口:上記の届出先にお問い合わせください。

3.手続情報届出基準

届出基準 : 労働関係調整法第9条標準処理期間 : なし 不服申立方法 : なし

記載例

平成 年 月 日(*1)

船員中央労働委員会 殿

労働組合の長

争議行為発生届(*2)

下記のとおり争議行為が発生しましたので、労働関係調整法第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 . 日 時 平成 年 月 日 : ~ 月 日 :
- 2.場 所 海運株式会社 支店(県 市 町 -) 所有船舶 丸(総トン数 トン、沿海区域)の 港(県 市 町
- 3 . 争議行為の形態 ストライキ
- 4 . 経過(*3)

月 日、団体交渉申し入れ(春季臨時手当の改定要求交渉)

月 日、第 回団体交渉

月 日、団体交渉決裂

- (*1)届出の日
- (*2)届出は、争議終了後ではなく、発生したら「直ちに」願います。
- (*3)交渉経過を日を追って記入ください。